

令和元年10月からの幼児教育・保育無償化の実施に伴う吹田市
 子ども・子育て支援法施行条例改正案の主な内容について

1 経過

、子育てのための施設等利用給付（以下、「利用給付」という。）の対象となる認可外保育施設については、児童福祉法に基づく届出がなされ、内閣府令で定める基準を満たすことが必要であり、内閣府令で定める基準は、児童福祉法に基づく指導監督基準と同様の内容とする方向で検討されています。

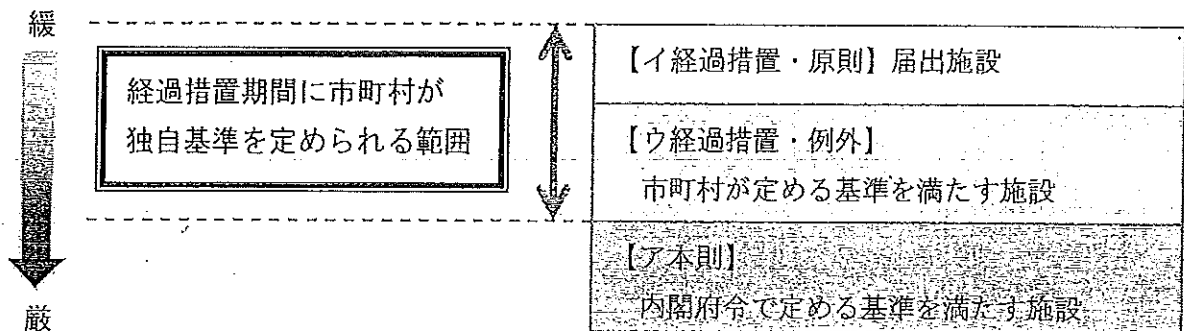
しかし、昨今の待機児童問題により、指導監督基準と同様の内容を満たしていない施設をやむを得ず利用している児童が存在することを踏まえ、今回の無償化においては内閣府令で定める基準を満たさない施設も利用給付の対象とする5年間の経過措置期間が設けられました。

これに対して、市町村から地域の実情に合わせた運用を検討するよう提案があったことから、最終的には、経過措置期間中においては、内閣府令で定める基準の範囲内で、市町村が条例で利用給付の対象となる施設の基準を定めることができることになりました。

2 改正子ども・子育て支援法の枠組み

《対象施設等に求める基準》

- ア 内閣府令で定める基準^{※1}を満たす施設を利用給付の対象とする。
- イ 経過措置期間中は、原則として届出施設を全て利用給付の対象とする。
- ウ 経過措置期間中に限り、市町村が特に必要と認める場合、内閣府令で定める基準を超えない範囲内において、利用給付の対象となる施設を市町村の条例で限定することができる。



●なお、改正法施行後2年を目途として、上記の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする（附則第18条）。

※1 内閣府令で定める基準は、児童福祉法に基づく現行の指導監督基準と同様の内容に居宅訪問型保育事業の保育従事者の資格・研修受講等に関する基準を追加する方向で検討中（検討中であるため、変更になる可能性があります。）

3 本市の対応

認可施設の利用を希望しても入所できない待機児童等がいる状況に配慮しつつ、保育事業者による保育の質や安全性の確保を求めため、改正子ども・子育て支援法施行後5年間の経過措置期間中において、利用給付の対象となる認可外保育施設の基準を設けます。

(1) 令和元年9月までに届出があった施設

ア 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設

内閣府令で定める基準^{※1}のうち、保育従事者の資格に関する基準^{※2}を利用給付の対象となる施設の基準とします。

※1 内閣府令で定める基準は、児童福祉法に基づく指導監督基準と同様の内容とする方向で検討中（検討中であるため、変更になる可能性があります。）

※2 現行の指導監督基準の保育従事者の資格に関する基準は、「保育従事者の1/3以上が保育士又は看護師である施設」

イ 1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設及び

認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター）

内閣府令で定める基準には、資格・研修受講等の基準が設けられる方向で検討がなされていますが、既存事業者の対応期間が必要になるため、今回は基準の設定を行いません。

(2) 令和元年10月以降に届出があった施設

内閣府令で定める基準と同様の内容を基準として設定します。

4 改正する条例の名称

吹田市子ども・子育て支援法施行条例

5 施行予定日

令和元年（2019年）10月1日

6 パブリック・コメントの実施

《案件名》

吹田市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正の骨子案

《意見募集期間》

令和元年（2019年）5月23日（木）～6月21日（金）（30日間）

《受付方法等》

市報（6月号）・ホームページに市民意見募集記事掲載

所定の様式に記入のうえ、郵送・ファックス・電子メール送付によるものを受付

令和元年10月施行予定幼児教育・保育無償化の制度概要

対象施設	現行				無償化施行後				
	給付 (利用料補助)	認定 3歳未満	3歳以上	給付基準	確認	給付基準	認定 3歳未満	3歳以上	給付費 3歳以上
認可保育施設	子どものための教育・保育給付 (2・3号)	3号	2号	認可基準	要	認可基準	3号	2号	実費 実質/給付 (併用可)
認可教育施設	子どものための教育・保育給付 (1号)	(併3歳含む) 1号		認可基準	要	認可基準	(併3歳含む) 1号	1号	実費 実質/給付 (併用可)
障がい	就園奨励費補助金			認可基準	-	認可基準			実質/補助 (併用可)
障がい	児童福祉サービス給付	障がい	障がい	認可基準	-	認可基準	障がい	障がい	実費
認可外保育施設等	企業主導型保育運営助成金	(3号)	(2号)	運営助成基準	-	運営助成基準	(3号)	(2号)	-
認可外保育施設	-	-	-	-	-	-	新3号 (併3号)	新2号 (併2号)	実質
幼稚園等の預かり保育	-	-	-	-	-	-	※6		-
一時預かり(一般型) (休日保育を含む)	-	-	-	-	-	-	新5号 (併5号)	新2号 (併2号)	-
病児保育	-	-	-	-	-	-	新5号 (併5号)	新2号 (併2号)	-
ファミリー・サポート・センター	-	-	-	-	-	-	新5号 (併5号)	新2号 (併2号)	-

子どものための教育・保育給付・・・利用決定を伴う給付
 子育てのための施設等利用給付・・・利用決定を伴わない給付
 ※4 預かり保育の利用給付を受ける際には新3号・新2号認定

※5 内閣府令に定める基準は、指導監督基準と同等の内容で検討中
 経過措置期間中は、内閣府令に定める基準の範囲内で市町村が
 定める基準(市町村が基準を定めなない場合は届出施設全てが対象)
 ※6 満3歳 新3号(3号)

令和元年10月幼児教育・保育無償化の周知方法

1 時期・内容(予定)

時期	内容
平成31年3月	認可施設利用者向けの制度概要の作成、配布
平成31年4月	
令和元年5月	市報5月号に制度概要を掲載(HPも更新)
令和元年6月	新規届出の勧奨(認可外保育施設、一時預かり事業)
令和元年7月	制度説明案内・チラシ等の作成
令和元年8月	市民向け説明会、事業者向け説明会の開催
令和元年9月	市報9月号に新制度園の利用案内とともに概要掲載(HPも更新)
令和元年10月	制度開始

2 周知対象・手段(事業者)

《周知対象》

(公) 保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業所
 (私) 保育所・認定こども園・幼稚園(新制度)
 (私) 幼稚園(新制度未移行)
 (私) 地域型保育事業所

《周知手段》

各事業所管で
 ア 園長会・定期連絡会等を活用して説明
 イ 施設類型別の説明文書・ちらし等を作成して配布

(公) 障がい児通園施設
 (私) 障がい児通園施設
 (公) 一時預かり事業(一般型)実施施設
 ファミリー・サポート・センター事業援助会員
 (私) 認可外保育施設

各事業所管で
 ア 説明会等を開催して説明
 イ 施設類型別の説明文書・ちらし等を作成して配布

3 周知対象・手段(市民)

《周知対象》

施設・事業・サービス利用者

《周知手段》

各事業所管で
 ア 説明会等を開催して説明
 イ 施設類型別の説明文書・ちらし等を作成して配布

一般市民(今後利用希望者)

ア 市ホームページ・すくすく・フェイスブック・ツイッター
 イ 説明会等を開催して説明
 ウ 窓口・電話等での問い合わせ対応

4 市民説明会(予定)

(1) 対象者

新たに保育施設を利用したい方や認可外保育施設等を利用している方

(2) 開催日時等

ア 千里市民センター

日 時: 令和元年8月8日(木)
 午後7時から午後8時30分
 場 所: 千里市民センター 大ホール
 定 員: 200人

イ 勤労者会館

日 時: 令和元年8月10日(土)
 午前10時から午前11時30分
 場 所: 吹田市立勤労者会館 大研修室
 定 員: 250人